

※ 源泉徴収票、控除証明書、本人確認書類などの必要書類は、この申告書に貼って提出してください。

6 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票の収入金額の訂正には源泉徴収票が必要です。）

月	収入金額(1月～6月)	月	収入金額(7月～12月)
1	円	7	円
2	円	8	円
3	円	9	円
4	円	10	円
5	円	11	円
6	円	12	円
賞与（ボーナス）等			
合 計		円	
勤務先所在地			
勤務先名称			
電 話 番 号			
勤務した期間			
勤務先所在地			
勤務先名称			
電 話 番 号			
勤務した期間			

7 前年中収入のなかった方、生活保護法に基づく生活扶助を受けている方の記入欄

（該当する番号へ○をしてください。）

1 扶養されていた。	5 失業保険（雇用保険）を受けていた。
2 病気療養中（傷病手当で生活していた。）	6 預貯金で生活していた。
3 〔遺族・障害〕年金で生活していた。	7 その他（前年中のように生計を立てていたかを記入してください。）
※遺族・障害年金は非課税所得になりますので、表裏（1.収入金額/2.非課税金額）への記載は不要です。	
4 生活保護法による生活扶助を受けていた。	年 月～ 年 月

8 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の名称	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

9 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の名称	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	支払者の名称	収入金額	必要経費
		円	円

11 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

総合課税	短期	長期	一時	A 収入	必要経費	C 差引金額（A－B）	D 特別控除額	E 所得金額（C－D）
				円	円	円	円	円

12 事業専従者に関する事項

（別居の者がいる場合は下記 13 に記載してください。）

氏 名	続柄	生 年 月 日	従事月数	専従者給与（控除）額	個 人 番 号
				円	

13 別居の扶養親族等に関する事項

（別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください。）

氏 名	続柄	住 所	□配偶者	□30歳未満または70歳以上	□海外に居住
			□附属	□障害者	□38万円以上の支払い
			□配偶者	□30歳未満または70歳以上	□障害者
			□附属	□障害者	□38万円以上の支払い

14 事業税に関する事項

非課税所得など	課税所得	所得金額	円
			円

15 寄附金に関する事項

寄附金	寄附先	円

16 家族数などに関する事項

（千歳市内に事務所、事業所又は支店等があり、千歳市内に住所がない方は、記入してください。また、事務所、事業所又は支店等の所在地を記入してください。所有権の取得する区が過半数を占める区が記載する必要があります。）

前年中の所得の金額（公益事業所得の場合は特別控除額の金額）	扶養親族数
円	人

17 代理申告者記入欄

（住民票上同居世帯の親族の場合は、委任状を省略できます。）

氏 名	続柄	住 所

18 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏 名	続柄	生 年 月 日	特別障害者に該当する場合	級 別	別居の場合の住所

代理で申告をする場合

代理申告者の氏名・続柄・住所を記入してください。

※代理申告者が住民票上同居世帯の親族でない場合、委任状が必要です。

・収入がなかった方
・収入が遺族年金・障害年金の方
・生活保護法に基づく生活扶助を受けている方

該当番号を○で囲んでください。

1～6に該当がない場合には、「7 その他」欄に前年中の生活状況（「知人の援助」等）を記入してください。

また、扶養親族がいる場合、寡婦やひとり親、障害者に該当する場合は、申告書表面左部⑩～⑫の該当欄へ記入してください。

※申告書提出方法については2ページをご参照ください。

雑所得（公的年金等以外）がある方

収入金額・必要経費等を記入し、所得金額（収入金額から必要経費を差し引いた額）を申告書表面右部⑧～⑩の該当欄に記入してください。

別居の扶養親族等がいる方

表面「⑩配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、⑫扶養親族」、裏面「12 事業専従者に関する事項」に記入した親族のうち、別居の親族がいる場合に記入してください。

また、扶養親族が国外居住者の場合は、提出が必要な書類があります。詳細は市税のホームページをご確認ください。

寄附金を支払った方

寄附先と支払金額を記入してください。

ふるさと納税は「都道府県・市区町村分（特例控除対象）」に該当します。

必要なもの：寄附金受領証明書（原本）
※ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方が市民税・県民税の申告をすると、ワンストップ特例は無効になりますので、ワンストップ特例も含めたすべての寄附について記入してください。

給与所得換算表

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得金額
650,000円以下	0円
650,001円以上1,900,000円以下	「給与等の収入金額－650,000円」で求めた金額
1,900,001円以上3,600,000円未満	給与等の収入金額を「4」で割って千円未満を切り捨てて求めた金額
3,600,000円以上6,600,000円未満	「A×3.2－440,000円」で求めた金額
6,600,000円以上8,500,000円未満	「給与等の収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額
8,500,000円以上	「給与等の収入金額－1,950,000円」で求めた金額

公的年金等の雑所得換算表

年齢	公的年金等収入金額（A）	公的年金等雑所得以外の合計所得金額		
		0円以上 1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超
65歳未満 S36.1.2以後生	0～1,299,999	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
65歳以上 S36.1.1以前生	0～3,299,999	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000～4,099,999	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000～7,699,999	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000～9,999,999	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

種 類	要 件
基 礎 控 除	本人の前年の合計所得金額が2,500万円以下
配 偶 者 控 除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ前年の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者を有する方
配 偶 者 特 別 控 除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ前年の合計所得金額が58万円超133万円以下の生計を一にする配偶者を有する方
扶 養 控 除	前年の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする扶養親族を有する場合
特定親族特別控除	前年末時点で19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族がいる場合で、当該親族の合計所得金額が58万円を超える場合は右表を参照
社 会 保 険 料 控 除	前年中に社会保険料（健康保険や国民年金、介護保険、後期高齢者医療の保険料等）を支払った場合
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済等掛金や個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合
医 療 費 控 除	前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 ●医療費控除の計算 （支払った医療費－保険等による補填金額）－（総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額） ●セルフメディケーション税制の計算 （特定一般用医薬品等購入費－保険等による補填金額）－12,000円
生 命 保 険 料 控 除	前年中に生命保険契約等の保険料（※）、個人年金保険契約等の保険料（※）、介護医療保険契約等の保険料を支払った場合 （※）新契約…平成24年1月1日以後に契約したもの 旧契約…平成23年12月31日以前に契約したもの
雑 損 控 除	前年中に本人又は本人と生計を一にする親族が所有する資産について、災害等により損失を受けた場合
地 震 保 険 料 控 除	前年中に地震保険契約に係る保険料又は長期損害保険契約（※）に係る保険料を支払った場合 （※）長期損害保険契約については、平成18年12月31日までに契約したものが対象となります。
勤 労 学 生 控 除	前年の合計所得金額が85万円以下で、かつ、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の方
障 害 者 控 除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの場合
ひ と り 親 控 除	婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の方（事実上婚姻関係と同様事情にあると認められる一定の人がいない）で、かつ生計を一にする子（※）がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 （※）「生計を一にする子」とは、他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない方で、前年の総所得金額等が58万円以下である方
寡 婦 控 除	夫と死別した後婚姻をしていない方、夫の生死が明らかでない一定の方や夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除を控除してください。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合
(1) 特別障害者に該当する
(2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
(3) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10％
- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度））－10万円
（注意）1.の控除がある場合は、1.の控除後の金額から控除します。

以下のフローチャートを参考にご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。

このフローチャートは一般的なもので、状況によっては当てはまらないことがあります。ご不明な点はお問い合わせください。（申告書は前年度の申告実績等に基づいてお送りしています。）

【申告期間】令和 8 年 2 月 2 日（月）～令和 8 年 3 月 16 日（月） ※土日祝日を除く

フローチャート

【スタート】

①令和 8 年 1 月 1 日現在の住所は千歳市ですか？

いいえ

市民税・県民税の申告が必要な場合、
令和 8 年 1 月 1 日現在の住所地で
手続きをしてください。

はい

②前年中の合計所得金額が45万円を超えますか？

いいえ

【合計所得金額が45万円を超える方の例】
・給与収入のみの方で、収入金額が110万円を超える方
・公的年金収入のみの65歳（1月1日現在）以上の方で、収入金額が155万円を超える方 など

市民税・県民税の申告をする義務は
ありません。

ただし、申告をしない場合、所得証明書の発行ができないことがあります。また、国民健康保険や福祉関係等の行政サービスをご利用の方は、国民健康保険料等の負担額に影響する場合があります。詳しくは各担当課へお問い合わせの上、必要に応じて申告をしてください。

はい

③前年中の収入が公的年金等（国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金など）のみですか？

はい

市民税・県民税の申告をする義務は
ありません。

ただし、源泉徴収票に記載されていない各種控除（社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、医療費控除等）を追加する場合は申告が必要です。

いいえ

④所得税の確定申告書を提出しましたか？又は提出予定ですか？

はい

市民税・県民税の申告をする必要は
ありません。

※公的年金等収入額が400万円を超える場合や所得税が還付になる場合などは確定申告が必要です。
※ご自身で確定申告が必要かどうか判断できない場合は管轄の税務署へお問い合わせください。

いいえ

⑤生活保護法に基づく生活扶助を受けていますか？

はい

市民税・県民税の申告が必要です。

令和 8 年 1 月 1 日現在、生活保護法に基づく生活扶助を受けている方は非課税となります。申告の際は生活保護受給証明書をご提出ください。

いいえ

⑥前年中の収入が〔給与のみ〕又は〔給与と公的年金のみ〕の方で、給与の支払者から千歳市へ給与支払報告書が提出されていますか？

はい

市民税・県民税の申告をする義務は
ありません。

ただし、源泉徴収票に記載されていない各種控除（社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、医療費控除等）を追加する場合は申告が必要です。

いいえ

市民税・県民税の申告が必要です。

※不明な場合は給与の支払者に確認してください。
※公的年金の支払者からは市町村へ必ず報告書の提出があります。
※給与又は公的年金等の収入以外の所得（原稿料、講演料、シルバー人材センター、個人年金保険等）があり、前年中の全ての所得の合計が45万円を超える場合は申告が必要です。

【市民税・県民税の申告が必要です】に該当した方は、申告書を記載し、必要書類と併せてご提出ください。
※記載方法・必要書類については2ページ目以降を参照

<問い合わせ先>

市民税・県民税の申告について	
東部市税事務所市民税課（中央・若葉・緑区にお住まいの方） 〒264-8582 千歳市若葉区桜木北2-1-1 若葉区役所内 ☎043-233-8140	西部市税事務所市民税課（花見川・稲毛・美浜区にお住まいの方） 〒261-8582 千歳市美浜区真砂5-15-1 美浜区役所内 ☎043-270-3140

間違い電話が多いため確認の上お問い合わせください

5

6

1

申告書提出方法

- ◎電子申告で提出
- ◎郵送で提出・・・申告書 及び 必要書類を同封の上、返信用封筒でご提出ください。
- ◎区役所で提出・・・申告書 及び 必要書類を揃えて、区役所にご来所ください。
申告期間中は窓口が大変混み合います。可能な限り電子申告または郵送による提出をお願いします。

【必要書類】

- 本人確認書類…アまたはイをご用意ください。郵送の場合は写し（両面）を同封してください。
ア…マイナンバーカード（個人番号カード）
イ… (a) (b) { (a) マイナンバー（個人番号）入り住民票又は記載事項に変更がないマイナンバー（個人番号）の通知カードの両方 { (b) 運転免許証等の顔写真付き本人確認書類 または 健康保険資格確認書等の顔写真なし本人確認書類 2 種類
※健康保険資格確認書の写しを郵送で提出する場合は、「保険者番号及び被保険者証記号・番号」が見えないようにした状態で提出してください。（マスキングや黒塗りなど）
- 収入に関する書類…源泉徴収票、支払者の名称・所在地・連絡先・支払額が確認できる明細書 など
- 医療費控除に関する書類…同封した医療費控除の明細書 ※領収書の提出不可
- 控除(③を除く)に関する書類…生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、ふるさと納税受領書 など（原本）

【注意事項】

- ②～④については該当する方のみ提出してください。（収入がない方は①のみ）
- 申告書下部に付属している「市民税・県民税申告受付書」は希望者のみ返送します。返送をご希望の方はご自身で返信用封筒をご用意いただき、所要額の切手を貼った上で住所及び宛名を記入し、同封してください。
- 申告書控えの返送をご希望の方は、上記封筒と合わせて、申告書のコピーを同封してください。コピーの同封がない場合、「市民税・県民税申告受付書」のみ返送します。（※申告書控えに所得控除額等の追記はしていません。所得控除額や税額等は市税のホームページでご確認ください。）
- 原則、必要書類の返却はできませんので、控えが必要な場合はコピーをしてください。
- 申告期限（令和 8 年 3 月 16 日（月））を過ぎた場合、国民健康保険や福祉関係等の行政サービスに影響することがあります。

◎市民税・県民税が非課税の方には納税通知書は送付していません。あらかじめご了承ください。
◎令和 6 年度分以降の市民税・県民税申告では、上場株式等の配当所得や譲渡所得等の課税方式について、所得税と異なる方式を選択することはできません。詳細は市税のホームページをご確認ください。

区役所で提出する場合の窓口は、各区役所の市税事務所または市税出張所です。

東部市税事務所	若葉区役所 1 階	中央市税出張所	中央区役所（さばー11階）	緑市税出張所	緑区役所 3 階
西部市税事務所	美浜区役所 2 階	花見川市税出張所	花見川区役所 2 階	稲毛市税出張所	稲毛区役所 1 階

～ 市税のホームページでは 市民税・県民税申告書の作成や税額の試算ができます ～

市税のホームページ 千葉市 市税 🔍 検索

QR コードからも
アクセスできます



市税のホームページで
このボタンをクリック！

※電子メールでの申告や、申告書作成サービスから電子申告することはできません。印刷した申告書を郵送または区役所にご提出ください。

申告書の書き方（おもて）

※申告書には、黒ボールペンを使用してください。消せるボールペンなどは使用しないでください。

令和 8 年度分 市民税・県民税申告書

すべての方
既に項目の一部が印字されている場合は、内容を確認の上必要に応じて修正してください。

令和 8 年 1 月 1 日の住所	千葉市〇〇区△△町××××××
現住所フリガナ	チバ タロウ
氏名	千葉 太郎
生年月日	明・大・昭・平・令 30 年 9 月 1 日生
電話番号	XXX - XXXX - XXXX
世帯主の氏名	千葉 太郎
個人番号（マイナンバー）	X X X X X X X X X X
宛名番号	

所得控除を申告する方

※生計を一にする配偶者その他親族が負担することになっている社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費等を、申告者本人が支払っている場合は、合算して申告することができます。

- 社会保険料控除
該当欄に支払金額を記入してください。
※配偶者その他親族の年金から特別徴収（天引き）されたものは含めません。
必要なもの：令和 7 年中に支払った領収書、証明書等（原本）
- 生命保険料控除、⑯地震保険料控除
控除証明書の控除対象額（支払金額）を記入してください。
必要なもの：保険会社等が発行した令和 7 年分の控除証明書（原本）
- 寡婦控除、ひとり親控除
該当する場合は ☑ を記入してください。
勤労学生控除
該当する場合は ☑ と学校名・学年を記入してください。
必要なもの：学校等から交付された証明書（学生証の写し等）
- 配偶者（特別）控除・同一生計配偶者、⑳扶養控除
該当する場合は必要事項を記入してください。
別居の場合は裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。
なお、マイナンバー（個人番号）は必ず記入してください。
- 特定親族特別控除
該当する場合は「特親」欄に○を記入し、「特親控除額」欄に控除額を記入してください。
（参考）

特定扶養親族の給与収入額	特定扶養親族の合計所得金額	納税義務者の控除額
123万円超160万円以下	58万円超 95万円以下	45万円
160万円超165万円以下	95万円超100万円以下	41万円
165万円超170万円以下	100万円超105万円以下	31万円
170万円超175万円以下	105万円超110万円以下	21万円
175万円超180万円以下	110万円超115万円以下	11万円
180万円超185万円以下	115万円超120万円以下	6万円
185万円超188万円以下	120万円超123万円以下	3万円

- 雑損控除
必要なもの：り災証明書、災害関連支出の領収書 等
- 医療費控除
詳細は別紙「医療費控除を受けられる方へ」を確認してください。
必要なもの：医療費控除の明細書、医療費通知（原本）

1 収入金額等	2 所得金額	3 雑損控除	4 所得から差し引かれる金額	5 給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
給与 1601 円	公的年金等 1803 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 5701 円	業務 5703 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 1903 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
雑業 0203 円	その他 0103 円	雑損控除 6106 円	雑損控除 6106 円	給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市民税・県民税の納税方法
不動産 0603 円	その他 0103 円	雑損控除 6106		